

現代中国憲政の出発

味 岡 徹

The Establishment of Modern Constitutional Rule in China—————

For over one hundred years, China has had a constitution, beginning with the “Provisional Constitution of the Republic of China,” which was promulgated and enacted in 1912 with the creation of the Republic of China (ROC). While the people of ROC made Constitutional Rule a national goal, various circumstances prevented them from achieving their aim. When the ROC Constitution was adopted in 1946 and enacted in 1947, the civil war between the Chinese National Party and the Chinese Communist Party had already begun. With the ensuing victory of the latter, the ROC Constitution was repealed on the continent.

In September 1949, the victorious Communist Party negotiated with other parties and factions and adopted the Common Program of the People’s Political Conference, which served as a provisional constitution. In October of the same year, the People’s Republic of China (PRC) was established. In the following years, the PRC promulgated four constitutions: the 1954 Constitution, the 1975 Constitution, the 1978 Constitution, and the current 1982 Constitution. Of these four, the adoption and enactment of the 1954 Constitution marked the beginning of Constitutional Rule for the People’s Republic of China.

It should be noted that the PRC’s Constitutional Rule is not one of modern constitutionalism, which limits the power of the state in order to secure human rights of the individual. In the PRC, while its constitution is the fundamental law of the nation, the protection of human rights is not firmly established, resulting in “exemplary constitutionalism.” In this paper, the term “Constitutional Rule” is used to mean that the government administration is based on a constitution.

This paper briefly examines the Chinese Communist Party’s vision of the new nation and of its constitution from the end of the Sino-Japanese War in 1945 through the founding of the PRC to the promulgation of the 1954 Constitution, as well as the resultant Constitutional Rule.

はじめに

中国が憲法を持つようになってすでに100年あまりが経っている。中国最初の憲法は中華民国が成立した1912年に公布、施行された「中華民国臨時約法」である。中華民国の人々は正式の憲法を制定して憲政を実現することを国家の目標の1つとしたが、その機会はなかなか訪れなかった。ようやく1946年に「中華民国憲法」が制定され、同憲法は47年に施行されたが、当時すでに始まっていた中国国民党と中国共産党の内戦が共産党の勝利に終わったため、同憲法は大陸では廃止された。

内戦に勝利した共産党は、49年9月他党派の協力を得て臨時憲法的性格を持つ「中国人民政治協商会議共同綱領」を制定し、同年10月に中華人民共和国を建てた。人民共和国はその後、54年（54年憲法）、75年（75年憲法）、78年（78年憲法）、82年（82年憲法）に新憲法を制定して今日にいたっている。この4つの憲法の中で、54年憲法の制定と施行は人民共和国の憲政の始まりを告げるものであった。

ここでいう憲政とは、憲法により国家権力を制限して個人の人権を保障しようとする近代立憲主義の憲政ではない。中華人民共和国では、憲法が国家の基本法として定められているが、人権の保障が確立されているとは言えない。その点で現代中国の政治はいわゆる「外見的立憲主義」に属するが、憲法に依拠した統治が行われているので、ここでは「憲政」としておく。

中華人民共和国時期の憲法研究、憲政研究は1990年代以降比較的盛んになってきた。日本では法学者によるものが多い。その中で1つの潮流は米国や日本の学者の人権、自由権への着目である¹⁾。中国では54年憲法制定50周年にあたる2004年前後に通史的な憲政史研究が多く出ている²⁾。近年の研究には、人民共和国成立時期や54年憲法に関するものもある³⁾。

小論は、おおまかながら、中国共産党が、1945年の日中戦争終結から中

華人民共和国の建国を経て54年憲法の制定にいたる時期に、どのような新国家を作ろうとし、どのような憲法を制定しようとし、それによってどのような憲政が出現したのかを検討する。その際、とくに国民の主権のあり方に関わる共産党の「指導」および人権の保障に関わる「人民民主主義独裁」に留意したい。

1 日中戦争時期における「新民主主義」革命の提起

(1)毛沢東の党内への「新民主主義革命」提起

中国共産党がその目標とする憲法体制を初めて示したのは、1931年11月の「中華蘇維埃（ソビエト）共和国憲法草案」と「中華蘇維埃共和国憲法大綱」であろう。このうち前者はいくつかの条項を欠く不完全な版本しか残されておらず、全容は不明である。後者は将来の憲法の要点を述べた概略的なもので、その第1条でプロレタリア独裁の実現を旨とすることを掲げていた⁴⁾。

その後日中戦争開始後に、共産党は「新民主主義」ということばで革命運動の道筋と将来の国家構想を明らかにした。

その最初の文書が、1939年12月に毛沢東（1893-1976）が中心になって党内向けに書いたとされる「中国革命と中国共産党」である。ここで毛は、当時の中国革命が「世界プロレタリア社会主義革命の一部」をなす「新しい型の特殊なブルジョア民主主義革命」すなわち「新民主主義革命」であると述べた⁵⁾。毛によれば、当時の中国の革命段階は「植民地・半植民地・半封建の社会を終結させ社会主義社会を樹立するまでの1つの過渡的段階」であり、この革命は「プロレタリア階級の指導のもとにおける人民大衆の反帝・反封建の革命」として戦われるのであった⁶⁾。

新民主主義革命の「新」のゆえんはプロレタリア階級すなわち実際には共産党の指導にあった。この「指導」（中国語：領導）は、単なる指示ではなく、人々を引き連れて進むことを指す。

共産党の指導する政治は、ただ人々をある方向へ引き連れていくだけではなく、共産党を含む革命勢力が敵の勢力に対して「独裁」すなわち抑圧を行うことになる。毛は、当時の共産党根拠地の政権すなわち「抗日民主政権」について、「プロレタリア階級の『一党独裁』」ではなく、「抗日民族統一戦線の『複数党独裁』（原文：『幾党専政』）」であると述べた⁷⁾。

当時ソ連は1936年に制定した憲法で「プロレタリアート独裁」を掲げており⁸⁾、毛は当然同様の体制を構想していたであろう。しかし当時の「抗日民主政権」の安定のために、「複数党独裁」と表現したと思われる。

(2) 「新民主主義革命」の党外への提起

1940年1月、毛沢東は「新民主主義論」を雑誌に発表して、「新民主主義革命」を党外の人々にも提起した。この中で毛沢東は、樹立を目ざしている「中華民主共和国」は「すべての反帝・反封建の人々が連合して独裁する」「新民主主義の共和国」であると述べた⁹⁾。

「新民主主義論」は党外向けであるため、「中国革命と中国共産党」のように「プロレタリア階級の指導」を明確にしなかった。このため、よく知られているように1950年代に『毛沢東選集』を編纂する際、数箇所このことばを加えた。たとえば前述の「中華民主共和国」のところでは、「中華民主共和国は、反帝反封建のすべての人びとの連合独裁の民主共和国でしかありえない」の部分が、「中華民主共和国は、プロレタリア階級の指導のもとでの、反帝反封建のすべての人びとの連合独裁の民主共和国でしかありえない」と改められた¹⁰⁾。

毛沢東は「新民主主義論」において、「プロレタリア階級の指導」を明確にはしなかったが、その代わりに共産主義を宣伝した。彼は、共産主義の思想体系と社会制度は、「人類の歴史始まって以来、最も完全な、最も進歩した、最も革命的な、最も合理的なものである」として、「中国の新民主主義革命は、共産主義に導かれなければ、決して成功するものではない」と述べた¹¹⁾。

(3)新民主主義の憲政

毛沢東は「新民主主義論」発表の翌月、「新民主主義の憲政」と題する講演で、「憲政とはなにか。それは民主的な政治である」と、また「新民主主義の憲政とはなにか。それは、いくつかの革命的階級が連合して漢奸と反動派に対して行う民主独裁である」と語っている¹²⁾。毛沢東は憲政を民主政治という面でのみとらえ、またその民主政治は少数者に対する「独裁」を包含するものであったようである。

毛沢東が目ざした新民主主義の憲政は、実は当時の「抗日民主政権」すなわち共産党の根拠地でおおよそ実現していたといえる。翌41年5月、毛は党内への指示の中で、「各根拠地がモデルとして全国に広められた時、全国は新民主主義の共和国となる」と述べているからである¹³⁾。

(4)「共産党の指導」と「連合独裁」

新民主主義政権の要素は、①プロレタリア階級（共産党）の指導と、②「革命的諸階級」または「反帝・反封建」の諸勢力の連合独裁であった。毛沢東は、このうち前者の「プロレタリア階級（共産党）の指導」が核心的な要素であると考えていたように見える。

たとえば1941年、毛は党内で、「共産党の指導する統一戦線政権が新民主主義社会のおもな指標となる」と述べている¹⁴⁾。

2 「連合政府」提案

(1)共産党の「連合政府」提案

1944年9月、共産党は国民参政会第3届第3次会議で、抗日のために国民党の一方独裁を廃止し、「抗日諸党派の連合政府」を樹立することを提案した¹⁵⁾。この提案は民主派知識人に歓迎された。

毛沢東は翌45年4月、共産党の七全大会において「連合政府について」という報告を行い、「連合政府」を再度提案した。その要点は、「国民党の

一党独裁をただちに廃止し、すべての抗日党派および無党無派の代表的人物を含む挙国一致の民主的で、連合された、臨時の中央政府を樹立すること、また「参加を望むすべての階級や政党の代表を結集させる」ことであり¹⁶⁾、国民党も一党独裁を放棄すれば参加できるものであった。

そのため毛沢東は、共産党の指導の主張を取り下げて、「中国は新民主主義制度の全期間を通じて、一階級の独裁や一党による政府機構独占の制度ではありえないし、従ってそうあるべきではない」と述べた¹⁷⁾。

毛はこの講演で「諸階級の連合独裁」、「民主独裁」といった国民党を排除することばを使わず、「労働者階級の指導」、「共産党の指導」の語も、共産党根拠地の現状を示す1箇所しか使わなかった。

しかし毛沢東は国民党と連合して政府を作ることは考えていなかったようである。毛は党大会前の6届七中全会における講話で、連合政府の3つの可能性を紹介した。1つ目は国民党政府から共産党軍を引き渡すことと政府の一員になることを求められるもので、毛は軍隊を「当然引き渡さない」と言った。2つ目は共産党根拠地は承認されるが、蒋介石の独裁が継続される連合政府である。3つ目は蒋介石の勢力が弱まった時に共産党を中心として建てる連合政府で、毛はこれが「中国の政治発展の基本方向また法則である」と言っている¹⁸⁾。毛の目的は、連合政府の実現よりも共産党根拠地の安定と国民党以外の勢力を味方につけることであっただろう。

(2)政治協商会議での連合政府提案

1946年1月の政治協商会議において、共産党は戦後の平和な建国（国造り）をめざす「和平建国綱領草案」10項目を提案した。その「(一) 総則」では、「(丙) 蔣主席が唱える政治の民主化、軍隊の国家化および党派の平等・合法は、平和な建国のために避けることのできない手順である」と、「党派の平等・合法」を主張した。「党派の平等・合法」は次の「(二) 人民の権利」の項目でも述べられた¹⁹⁾。

「(三) 中央機構」では、訓政から憲政へ移行する過程で現在の国民政府

を改組し、「全国の各抗日民主党派と無党派人士が参加する挙国一致の、臨時の、連合された国民政府」を作ること、また「多数党がその政府の主要ポストに占める人数は3分の1を超えてはならない」と主張した。そして「(四) 国民大会」では、改組後の国民政府が憲法草案、国民大会選挙法などを定め、国民大会を開催して、「憲法を制定し、憲法に基づいて正式の民主的で連合された国民政府を樹立する」との手順を提案した²⁰⁾。こうした主張は、前年の「連合政府論」に沿ったものであった。

政治協商会議の5つの決議は「和平建国綱領草案」をそのまま認めるものとはならなかった。たとえば改組後の国民政府委員40名の半分は「国民党メンバー」が占めることになり²¹⁾、党派の平等は実現不可能となった。しかし憲政実施の手順を含め、多くの内容が「和平建国綱領」などの決議に反映された。

政治協商会議は国民政府の改組を決議したが、「軍隊の国家化」の見通しがかたず、また国民党が決議を受け入れなかったことにより改組は実施されず、やがて国共内戦が始まった。

3 非共産党知識人と共産党

民主同盟などの知識人は、国共内戦の過程でその多くが共産党に接近していった。共産党は連合政府型の新政権を建てるために、これらの知識人の支持を必要としていた。

(1) 知識人の経済的平等、社会主義あるいはソ連への親近感

民主同盟の中心メンバーの1人である梁漱溟（1893-1988）は、1944年、民主政治の実現をみざす立場から社会主義とソ連のプロレタリア独裁への親近感を表明した。

梁は、「国家の中では民主政治は存在しない。真の民主政治には国家の消滅が必要である。ソ連ではこの国家消滅の作業をしようとしている」と

言い、「いわゆる無産階級独裁の『独裁』の2文字は無産階級以外に対して言っているのである。民主は最初は無産階級内のものであるが、新しい建設が少しずつ完成し、国内外の情勢が少しずつ安定すれば、その範囲は拡大するだろう。最後にその範囲が取り払われれば、それが平等な無階級社会の実現である」と述べて、民主と平等へ向かう通り道としてソ連のプロレタリア独裁制度を肯定した²²⁾。

政治学者呉恩裕（1909-1979）は1947年秋、「自由か？平等か？」と題する文を書き、「自由が必要なのは当然で、それは前述したように自由こそが社会進歩の動力であるからだ。しかし平等も重要で、それは西洋の民主政治の経験が、平等の基礎がなければ、真の全民の自由は実現し得ないことを我々にすでに示しているからだ」と述べて、経済的平等が自由の前提だという認識を示した²³⁾。

こうした経済的平等、社会主義、ソ連への親近感は、非共産党知識人が共産党の政権獲得を支持することを促すものであっただろう。

(2)梁漱溟の共産党への期待

梁漱溟は、国共内戦時期に非共産党知識人の中で比較的共産党に期待を寄せた1人であった。梁は1946年秋、「今中国に必要なことは、ある革命党が新しい秩序を打ち立てることである。採用すべき制度は、私は英米から取り入れるよりも、ソ連から取り入れるべきだと思う。…もしいいかげんに英米の多党制を学ぶだけなら、それぞれが勝手に活動して競争し、社会秩序という基盤がないならば、必ず混乱の極みとなる」と述べて²⁴⁾、英米型の政治制度を取り入れることに反対し、共産党が社会秩序を整えることに期待を寄せた。

(3)非共産党知識人の共産党への警戒

他方、非共産党知識人の中には共産党を警戒する者もいた。

国共両党間の「中間派」を自認する文芸評論家施復亮（1899-1970）は、

1946年夏、国共両党を批判した。施によれば、中間派は「政治においてはどのような形式であれ一党独裁あるいは階級独裁には反対」し、「経済においては植民地化に反対し、また客観条件が未成熟な段階で社会主義を実行することに賛成しない」のであった。これは共産党に関しては、プロレタリア独裁と社会主義化を急ぐことに反対するものであった。施はさらに、中間派の「行動面の態度」は「平和的、改良的であるべき」で、「暴力的革命的行動には賛成しない」と述べ、暴力革命への嫌悪を明らかにした²⁵⁾。

ジャーナリストの儲安平（1909-1966?）も、自身が発行する雑誌『観察』誌上で、共産党への疑念を表明した。儲は、「統治の精神においては、共産党とファシスト党はもともと何の違いもなく、両者とも厳格な組織を通じて人民の思想を統制しようと考えている。今日の中国の政局の中で共産党は『民主』を叫び、ひたすら皆に立ち上がって国民党の『党主』[党が主人の意]に反対するよう呼びかけているが、共産党の本当の精神を見るならば、共産党の主張も『党主』であり、決して『民主』ではない」と、また「もし共産主義を信じる人だけが言論の自由を持つならば、それは思想の自由、言論の自由などと言えるだろうか?」と述べて²⁶⁾、共産党政権の思想統制を警戒した。

梁漱溟は1949年2月にたって、共産党への不満を表明した。梁は、「私は鄭重に中国共産党に求める。あなたたちはすべての自身と考えを異にする人の存在を受け入れる必要がある」と寛容の姿勢を求め、「いくつかの宣言やその他の文章を見ていると、『中間路線』の存在を許さず、『自由主義者』も悪い意味の言葉とし、和平を主張すると陰謀、反人民と指弾している。自身と考えを異にする人の存在を受け入れる空気が極めて欠乏している」と共産党を批判した²⁷⁾。

(4)自由主義知識人胡適の「暴力革命」批判

自由主義の立場から共産党を批判したのが胡適（1891-1962）である。

胡適は1948年8月、「自由主義とは何か」という論文で、自由主義の政治的意義を2つ挙げた。1つは「努めて民主主義を擁護すること」であり、もう1つは「反対党を容認し、少数者の自由権を保障すること」であった。そして後者こそ「近代自由主義において最も敬慕すべき、また基本的な要素である」と述べた²⁸⁾。これは一党支配の政治とくに共産党が主張する多数者の少数者に対する「独裁」を批判したものであろう。

胡適はまた同年9月のラジオ講演で、自由主義は「当然に暴力革命および暴力革命が必然的に引き起こす暴力専制政治に反対する」と述べて、「平和で漸進的な改革」を主張した²⁹⁾。当時、いわゆる民主党派の人々が共産党の新しい政治協商会議の開催提案に応じてハルビンなどの地に集まっていた。胡適の暴力革命反対論は、共産党よりも民主党派の人々に対して語りかけるものではなかっただろうか。

4 共産党の非共産党知識人に対する政策

(1) 民主同盟による政治協商会議再開の提案

1946年11-12月に国民党は国民大会を開催して中華民国憲法を制定した。これには非共産党知識人政党の民社党の一部と青年党が参加した。しかし共産党と民主同盟はその開催手順が政治協商会議の決議に反するという立場から参加しなかった。

翌47年1月、民主同盟は1届二中全会で「現在とるべき政治主張と行動に関する決議案」を採択したが、その「具体主張」は「徹底して内戦に反対する」、「再度政治協商を行う」、「全国一致の連合政府を樹立する」の3項であった³⁰⁾。

国民党政府は同年4月17日に新しい「国民政府組織法」を公布し、24日までに民社党、青年党、無党派人士を政務委員や行政院各部部长などに加えて国民政府を改組した。この翌25日、民主同盟は「時局に対する宣言」を発表してこの改組を批判した。「宣言」は、改組された国民政府が政治

協商会議が決めた手順に従っていないこと、平和を促そうとしていないこと、また民主を実現する政府でないことを指摘した³¹⁾。民主同盟はさらに5月下旬、張瀾、黄炎培、梁漱溟らの連名で国民参政会に内戦停止を求める議案を提出し、「党争を政治的に解決するという大原則を明確にし、政治協商会議の精神と路線に基づいて再度和平会議を開き、全国統一の最高目的を達成する」ことなどを求めた³²⁾。

(2) 共産党の「民主的連合政府」樹立の提案

こうした政治協商会議の決議に基づく国造りを求める動きに対し、共産党は新たな呼びかけを行った。1947年7月7日、共産党は時局に対するスローガンを発表し、「全国の人民は団結して、政協決議に背いて内戦、独裁、売国の政策を進める蒋介石政府に反対しよう！政協路線を回復し、民主的連合政府を成立させよう！」などと国民に呼びかけた³³⁾。ここで共産党は連合政府に「民主的」の文字を加えた。この意味は、樹立する連合政府から国民党が排除されるということであった。

この呼びかけに民主同盟などが明確に反応した形跡はない。これは1つには、同年6月に民主同盟が国民党政府の取り締まりを受けていて、こうした提案に公然と賛意を示すことが困難であったことによる。また民主同盟などが当時のお国共両党間の交渉による内戦の停止に期待をかけていたことによるとも言われている³⁴⁾。

しかし毛沢東は7月下旬に陝西省北部での党内会議で、「抗戦が終結してから党の統一戦線の成分に変化が起きている。ある人たちは減少し、ある人たちは増加した。減少したのは解放区の地主だ。…増加したのは中間派で、彼らは抗戦時期にはもっと蒋介石を信じていたが、現在は我々と一緒に蒋介石に反対している。この状況は十年内戦時期にはなかった」と述べた³⁵⁾。毛沢東は、共産党が「中間派」と呼んでいた非共産党知識人が共産党の主張に共感し始めたと認識していたようである。

(3) 「人民解放軍宣言」

1947年10月、共産党は人民解放軍の政策目標を掲げた「中国人民解放軍宣言」を発表した。毛沢東が起草した同宣言は、その要求の第一項目で、「民族統一戦線を結成し、蒋介石の独裁政府を打倒して、民主連合政府を樹立する」ことを挙げ、再度民主連合政府の樹立を提案した³⁶⁾。

毛沢東はまた同宣言で、蒋介石政権を倒したあとに「人民民主主義制度を実施」と述べた³⁷⁾。これは毛が「人民民主主義」を党外に向けて使った最初のケースと思われる。「人民民主主義」は、主に東欧諸国での共産党が主導する統一戦線の政権による社会主義を目指す民主主義的変革を指し、「新民主主義」とほぼ同義と言えよう。ただ毛は、「人民民主主義」のほうが民主主義を享受する主体が明確であり、東欧に成功の実例もあるので、「新民主主義」より分かりやすいと考えたのかも知れない。

(4) 民主同盟の解散

民主同盟は前述したように、共産党とともに1946年の国民大会をボイコットした。その後も国民党政府が民主同盟員を逮捕、拘留、また殺害したことに對して抗議の声を上げていたが、共産党と一体化したわけではなかった。しかし47年10月27日、国民党政府は民主同盟を親共産党の「非法団体」と認定し、解散を要求した。これを受けて11月6日、民主同盟はメンバーに政治活動の停止を通知し、本部を解散した³⁸⁾。

毛沢東は11月3日、党内の会議で、「民盟の人々は今や教訓を汲みとるべきだ。米国の侵略者と蒋介石統治集団（あるいはその一部の派閥）へのいかなる幻想も彼ら自身と人民にとって無益だ。…中間の道はないのだ」と語った³⁹⁾。

民主同盟は全組織が活動を停止したわけではなかったが、本部が解散したことにより、毛沢東は手を組むべき大きな勢力はいなくなったとして、事実上共産党だけで新政府を樹立することを考えるようになった。11月30日、毛沢東はスターリンに電報を打ち、「中国革命が完全な勝利を得た時

に、ソ連やユーゴスラビアのように中共以外のすべての政党に政治舞台から去ってもらうのが、中国の革命を強固にすることになるであろう」、「民盟の解散によって、中国の中小ブルジョア階級の政治党派はもはや存在しなくなった」と伝えて、賛成を求めた⁴⁰⁾。

(5)「共産党の指導」の明確化

毛沢東は、1947年12月、党内会議において、「新民主主義の革命」の勝利のために広範な統一戦線が必要だとした上で、「この統一戦線は中国共産党の確固とした指導の下に置かれなければならない」と述べ⁴¹⁾、さらに「共産党の指導権問題はもう公然と話さなければならない。公然と言わないと黨員幹部や大衆の思想を混乱させやすく、得るものより失うものが多くなる」と言った⁴²⁾。これは民主同盟の解散を見て、共産党が国民党打倒の戦いの主導勢力であることを明確にしてよいと判断したものであろう。

続いて翌48年1月、毛は党内会議で、「新民主主義の政権は、労働者階級の指導する、人民大衆の、反帝・反封建の政権である。…労働者階級は自己の前衛である中国共産党を通じて、人民大衆の国家とその政府に対する指導を実現する」と述べ⁴³⁾、新国家の樹立を見越して、39年の「中国革命と中国共産党」と同様の共産党の指導権を主張した。毛の目的は、ただちに党外に対して「指導」を宣言することよりも、党内の意思を統一しようというものであっただろう。

(6)民主同盟の活動再開と共産党支持への転換

1948年4月、スターリンは毛沢東に返事の手紙を送り、「我々は、中国の各在野政党は中国の住民の中間階層を代表しており、また彼らは国民党集団に反対しており、さらに今後長期間存在するであろうから、中共は彼らと協力して、中国内の反対勢力や帝国主義列強に反対しなければならないだろう」と言ったという⁴⁴⁾。これは共産党以外の政党を軽視することへの不同意を伝えるものであったが、毛沢東はこの返事を受け取る前に考え

を変えていた。

48年1月初旬、民主同盟は香港で1届三中全会を開催し、活動の再開を宣言した。民主同盟は1月5日の宣言で、「民主主義の先頭にいる」共産党と「手を携えて協力する」と述べ⁴⁵⁾、1月19日の宣言で、「独裁売国の国民党反動集団を完全に消滅させる」こと、「各民主党派が連合して民主連合政府を樹立する」ことなどを掲げた⁴⁶⁾。同月初めには国民党の李済深(1885-1959)らも「中国国民党革命委員会」を結成し、蒋介石に反旗を翻していた。

(7)民主同盟の新方針と毛沢東

民主同盟が共産党との協力を表明したこと、李済深らが反蒋介石の行動を起こしたことは毛沢東を喜ばせた。毛はすぐに党内に対し、民主同盟や李済深らに対して「味方につけ協力する姿勢をとるべきだ」と指示した⁴⁷⁾。

1948年3月、毛は党内の会議で、「国共両党間の中に身を置いていた一部の民主人士は、国民党の突然の攻勢を受けて受動的な立場に立たされ、1948年1月ついにわが党のスローガンを採用し、反蔣・反米、連共・連ソを声明した。…彼らが代表する社会的基盤つまり民族資産階級は、それなりの重要性をもっており、軽視してはならない。したがって、彼らを獲得しなければならない」と述べた⁴⁸⁾。さらに「共産党が勝ち国民党が負けるという情勢が完全に明らかになってから、彼らを中央人民政府に参加するよう招請すれば、彼らはおそらく解放区にやってきて我々と一緒に仕事をする気になるだろう」と語った⁴⁹⁾。

(8)民主連合政府の党内における定義

国民党政府は1948年3月29日から5月1日まで憲政実施の国民大会を開催した。共産党はこれに対抗して民主連合政府の樹立を呼びかけることを考えたようである。

同年4月初め、毛沢東は党内の会議で、民主連合政府を定義し、「労働者、農民、独立勤労者、自由職業者、知識人、民族資産階級、および地主階級から分化してきた一部の開明紳士…この人民大衆によって建てられる国家と政府が中華人民共和国であり、またプロレタリア階級が指導し民主的諸階級が同盟した民主連合政府である」とした⁵⁰⁾。ここでプロレタリア階級の指導が民主連合政府に必要な要素とされた。

(9)新政治協商会議開催の提案

1948年4月30日、共産党はメーデーを記念するスローガンを発表し、その中で「(五)各民主党派、各人民団体、各民間の有識者はすみやかに政治協商会議を開き、協議をして、人民代表大会の召集と民主連合政府の成立を実現させよう」と呼びかけた⁵¹⁾。

翌5月1日、毛沢東は、国民党革命委員会主席李濟深と民主同盟常務委員沈鈞儒(1875-1963)に手紙を送り、共産党を加えた3党の呼びかけにより同年秋にハルビンで政治協商会議を開き、人民代表大会を召集して民主連合政府を樹立することを提案した⁵²⁾。当時民主派の政党の党員は計3万人弱で、そのうち民主同盟は2万人と見られていた⁵³⁾。

5月5日、李濟深、沈鈞儒、章伯鈞らはメーデースローガンに示された政治協商会議の開催に賛成するとの電報を毛沢東らに打った⁵⁴⁾。その後同年8月以降、民主党派、無党派の指導者達がハルビン(共産党東北局の所在地)と河北省平山県李家荘(共産党中央統一戦線部の所在地)へ集まり⁵⁵⁾、政治協商会議の開催方法などを話し合うようになった。毛沢東は国民党の攻勢を受けて47年3月に延安を離れ、48年5月に河北省西柏坡に到着した。これにより民主派知識人と連絡を取りやすくなったようである。

5 人民民主主義独裁

(1)毛沢東による「人民民主主義独裁」の提起

毛沢東は新政治協商会議開催の準備を進める一方で、1948年秋以降、共産党指導下の諸階級の独裁を意味する「人民民主主義独裁」を主張するようになった。

48年9月8日、毛沢東は中央政治局拡大会議（9月会議）において、「我々の政権の階級性は、プロレタリア階級が指導し、労農同盟を基礎とし、さらに労農だけでなく、ブルジョア民主主義分子が参加する人民民主主義独裁なのである」と述べて⁵⁶⁾、新しい国家で「人民民主主義独裁」を行うことを提起した。「人民民主主義独裁」は「人民民主主義」体制下における人民以外の人々に対する「独裁」を指す呼称と理解される。独裁する側に「ブルジョア民主主義分子が参加する」点で、ソ連のプロレタリア独裁とは区別される。

翌10月、毛沢東はこの9月会議の方針と情勢認識を通達として各地に送った。そこでは、「政治協商会議召集のスローガンは、国民党地域のすべての民主党派、人民団体、無党派民主人士をわが党の周囲に結集させた。1949年には…中華人民共和国臨時中央政府を樹立するつもりである」と述べ⁵⁷⁾、民主派人士を味方につけたことを喜び、翌49年の臨時政府樹立の見通しを提示した。48年7月に共産党軍が中原地域をほぼ制圧して、優勢になり、そこで毛は革命政府の樹立とその体制を考えるようになったと言えよう。

(2)人民民主主義独裁とは何か？

1949年6月30日、毛沢東は「人民民主主義独裁について」を發表し、人民民主主義独裁を新国家の体制とすることを宣言した。当時新しい政治協商会議の準備会議が発足して、共同綱領の起草作業を始めており、毛は新

政権がどのようなものでなければならぬかを明らかにする必要があると考えたのであろう。

毛によれば、人民とは、「労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級および民族ブルジョア階級」であり、「これらの階級が労働者階級と共産党の指導のもとに、団結し、自分たちの国家を作り」、「人民の内部では、民主制度を実施し、言論、集会、結社などの自由の権利を与える」のであった。しかし他方で、「地主階級と官僚ブルジョア階級およびこれらの階級を代表する国民党反動派とその共犯者たちに対して独裁を行い、これらの者を抑圧して、彼らには神妙にすることだけを許し、勝手な言動を行うことを許さない」のであり、「この2つの面、すなわち人民内部における民主主義の面と反動派に対する独裁の面の結びついたものが人民民主主義独裁である」という⁵⁸⁾。

革命政権が成立して土地改革や社会主義改造が行われれば、地主や資本家は特別な権力や財力を持たなくなる。そうした人々への「独裁」の継続は、門地や政治信条に基づいた抑圧であり、基本的人権の侵害となるが、当時の毛沢東はソ連のプロレタリア独裁を理想の制度と考えて、独裁のそのような意味を考えることはなかったように見える。

(3)なぜ労働者階級（中国共産党）が指導するのか？

毛沢東は「人民民主主義独裁について」において、労働者階級の指導も強調している。毛によれば、「人民民主主義独裁には労働者階級の指導が必要である。なぜなら、労働者階級だけが最も遠くを見通すことができ、公平無私であり、最も革命の徹底性を持っているからである」となる⁵⁹⁾。これは毛に限らず、当時の中国共産党員の一般的考え方であったと思われる。しかし遠くを見通せるとか、公平無私であるとかは基本的に個人の属性であって階級の属性ではない。共産党の指導権の正統性は、何よりも共産党が国民党を倒して政権を獲得したことに由来すると言えよう。

(4)多数者の少数者に対する独裁の正当性

毛沢東は独裁一般を否定するのではなく、少数者の多数者に対する独裁を不道徳なものとして否定し、他方多数者の少数者に対する独裁を肯定した。

毛は1919年に、「民衆の大連合はなぜこれほどすごいのか？それは一国の民衆が必ず一国の貴族、資本家およびその他の強権を持つ者より多いからである。貴族、資本家およびその他の強権を持つ者は人数が少ない。それで自分たちの特殊利益を守り、多数の平民の公共利益を奪い取るために使うものが、第一に知識、第二に金銭、第三に武力となる」と述べている⁶⁰⁾。

レーニンが1917年8-9月に書いた『国家と革命』において、「民主主義は、多数者への少数者の服従を承認する国家である」と述べ、またプロレタリアートの独裁が「少数者、搾取者に必要な抑圧をくわえる」ことを肯定した⁶¹⁾。毛沢東がレーニンの主張を知っていて19年に上記の記事を書いた可能性があるが、そうだとすれば、毛はレーニンの多数者と少数者の対立論に共感したと言えよう。

毛沢東は建国後の1955年、「搾取者と反革命者は、いつでも、どこでも少数であって、被搾取者と革命者はつねに多数である。したがって、後者による独裁には十分な道理があり、前者のほうはつねに道理がない」と述べ⁶²⁾、悪人は少数、善人は多数で、後者による独裁は道理があるという考えを示した。

6 人民政治協商会議と「共同綱領」

(1)中国人民政治協商会議の開催準備

共産党は1948年春にその支配地域の農村で「人民代表会議」を設立することを指示し⁶³⁾、同年秋には占領した都市で「各界代表会」を設置することを指示した⁶⁴⁾。これらの会議は実際上共産党の人選によって開かれた。

こうした会議は、1つには共産党支配地域の政治的安定のために、もう1つにはこれらの会議を基礎に地方人民代表大会と地方政府を樹立するために開かれたが、内戦のさなかであり、その開設の歩みは速いものではなかった。

48年11月初旬、共産党は、全国臨時人民代表会議を開かずに、新しい政治協商会議から直接中央政府を樹立する方針に傾いた⁶⁵⁾。11月下旬、共産党東北局の高崗、李富春は沈鈞儒らと協議し、新しい政治協商会議を1949年に開催し、共同綱領と臨時中央政府の樹立方法を議題とすることなどで合意した⁶⁶⁾。

しかし同年12月末には、新しい政治協商会議から直接中央政府を樹立することが決まったようである。12月30日、毛沢東は党内で、「1949年には、反動分子の参加しない、人民革命の任務の完遂を目標とする政治協商会議を召集し、中華人民共和国の成立を宣言するとともに、共和国の中央政府を組織することとなろう」と明言している⁶⁷⁾。

(2)新政治協商会議籌備会の開催

1949年1月、李濟深、沈鈞儒ら知識人55名が「我々の時局に対する意見」を発表し、共産党の国民党政権打倒方針に対する支持を表明した⁶⁸⁾。2月下旬、李濟深、沈鈞儒、馬叙倫、郭沫若ら35人が新政治協商会議の準備のために、北平に到着した。

同年3月初旬、毛沢東は西柏坡での7届二中全会で、「政治協商会議を召集し、民主連合政府を樹立するすべての条件はすでに熟している。すべての民主党派、人民団体、無党派民主人士はみな我々の側に立っている」と述べ⁶⁹⁾、新政府樹立への自信を示した。3月下旬、共産党の中央委員会と人民解放軍総部が西柏坡から北平へ移転し、北平が共産党の本拠となった。

同年4月、北平で共産党と国民党政府の和平交渉が行われた。4月15日に共産党側は和平協定案（最終修正案）を提出し、20日に国民党側がこれ

を拒否して交渉はもの別れに終わった。その協定案は軍事面では国民党軍の人民解放軍への改編を定めており、国民党政府が承諾できるものではなかった。政治面では、「反動分子の参加しない新しい政治協商会議を召集して民主連合政府を樹立する」こと（前文）、中華民国憲法を廃止すること（第3款）、および新しい政治協商会議と民主連合政府の決議によって「根本法」を制定すること（第4款）を求めており⁷⁰⁾、これも国民党政府が承諾できるものではなかった。

同年6月15-19日に北平で新政治協商会議籌備会第1次会議が開かれた。出席は共産党員43名、共産党以外91名の計134人であったが、共産党以外の出席者のうち15名は共産党の秘密党員であったという⁷¹⁾。会議は毛沢東を主任とする21人の籌備会常務委員を選出し、6つの作業グループを設置して政治協商会議の準備を進めた。

(3) 「共同綱領」草案初稿の起草

共産党は1948年、ハルビンに集まった諸党派の代表から委託されて共同綱領草案の起草に取りかかり、同年10月に「中国人民民主革命綱領草稿」第一稿46条を作成し、同11月に「中国人民民主革命綱領草稿」第二稿を書いた。しかし新政治協商会議籌備会が開催された時期には内戦の情勢が変わり、草稿は適さなくなったという⁷²⁾。

そこで籌備会は新たに共同綱領を起草することになった。この作業は、周恩来（1898-1976）を組長とし、九三学社の許徳珩を副組長とする第3小組24名が受け持った。起草の責任は共産党が負い、小組メンバーは政治、法律、財政経済など6つのグループに分かれて討論を行い、具体的条文を作成して起草者に提供することになった。起草者となったのは周恩来で、彼は8月22日までに「新民主主義の共同綱領」草案初稿45条を完成させた⁷³⁾。

(4)草案初稿の特徴

「新民主主義の共同綱領」草案初稿は、表題のない前文、「一般綱領」、「具体綱領」の3部分からなり、前文と一般綱領が全体の4割ほどを占める。「具体綱領」は、短い序文のあとに、「全中国の解放」9条、「政治・法律」11条、「財政・経済」10条、「文化・教育」4条、「国防」4条、「外交・華僑事務」7条が並んでいる。このうち「全中国の解放」はおおよそ内戦の遂行に関する共産党の指示や政策を述べたものである。

草案初稿の特徴は、第一に、「一般綱領」において、「中国の人民民主主義統一戦線およびその政権は、労働者階級および中国共産党を指導部とし、労農同盟を基礎とする人民民主主義独裁」であると述べ⁷⁴⁾、共産党の指導と人民民主主義独裁を明記したことである。この2点は、1945年春の「連合政府について」報告、47年7月の「民主連合政府」提案、48年春のメーデースローガンでは表明されていなかった。

第二に、「民主連合政府を樹立」するために綱領を定めると言い、また「新民主主義の国家制度」は「人民民主主義統一戦線の連合政府制度である」と言うなど、「連合政府」の言葉が残されていることである⁷⁵⁾。これは民主派の各党に共産党が「連合政府」の約束を守っていることを伝えようとしたのであろうか。

第三に、「一般綱領」で、人民は「すべての自由および権利を得る」けれども、「各反動階級およびすべての反動分子の統治地位は徹底的に打ち破られ、彼らの自由および権利は剥奪あるいは制限されて、彼らに対する独裁が実現される」と述べ⁷⁶⁾、新政権に反対する人々の基本的人権は認められないことを示した。

ソ連の1936年憲法は、第125条で、「勤労者の利益に適合し、かつ社会主義制度強化の目的で、ソ同盟の市民に」言論、出版などの自由が保障されると規定している。これは社会主義に反対する言論や出版は許されないという制限があることを意味する。しかし人身の自由、住居の不可侵、通信の秘密はすべての市民に認められている（第127、128条⁷⁷⁾）。周恩来の条

文は新政権に反対する人々に対してソ連憲法以上に厳しいと言えよう。

第四に、草案初稿は、「各民族の自治権を実現し、自由意志と民主主義の原則に基づいて中華各民族の連邦を組織する」（一般綱領）、また各少数民族は「各級政権の中で民族自治区を作る権利を持ち、民主的民族連盟を実行する」（第13条）と連邦型の民族関係を定めている⁷⁸⁾。これはソビエト革命時期の政策や、毛沢東が45年の「連合政府について」で中国の諸民族の「自決権」を認めた⁷⁹⁾ ことに沿ったものであろう。

第五に、「普通、平等、直接、無記名の選挙制度」を実行する（第14条）⁸⁰⁾ と述べている。これはソ連の36年憲法に従った⁸¹⁾、そしてまた共産党が日中戦争時期にその根拠地で掲げた選挙制度である。しかし他方同じ第14条の冒頭で、「各級人民代表大会は国家政権の各級権力機関である」と規定している⁸²⁾。人民代表大会制度は、間接選挙を積み上げる制度であったから、同一条項内で矛盾が生じることになった。

(5) 人民政治協商会議の開催と共同綱領の採択

周恩来の草案初稿は1949年8月22日に毛沢東に送られた。初稿の修正は共産党以外の籌備委員も参加して進められた⁸³⁾ が、毛沢東は9月11日まで何度も修正を加えたとと言われる⁸⁴⁾。そして9月17日の籌備会第2次会議に「中国人民政治協商会議共同綱領（草案）」7章60条が提案され、採択された。

9月21-30日に北平で「中国人民政治協商会議」第1届全体会議が開かれた。同会議には45団体の正式代表510人など計662人が出席し、27日に「人民政治協商会議組織法」20条と「中央人民政府組織法」31条を制定し、29日に籌備会が起草した「草案」をそのまま「中国人民政治協商会議共同綱領」として採択した。共同綱領は中華人民共和国の最初の基本法であった。同会議は30日に毛沢東を主席とする「中央人民政府委員会」委員を選出した。副主席6名の半数、また委員56名の半数近くは民主派の各党および無党派の人々であった。翌10月1日、中華人民共和国が誕生した。

(6)共同綱領の特徴

「中国人民政治協商会議共同綱領」は、短い「序言」のあとに7つの章が「総綱」「政権機関」「軍事制度」「経済政策」「文化・教育政策」「民族政策」「外交政策」と並ぶ構成になっている。周恩来の草案初稿の表題のない前文と「全中国の解放」の章は削除され、「一般綱領」は圧縮された。

内容は、政治面ではおおよそ以下の特徴を持つ。

第一に、国家の性格を「新民主主義すなわち人民民主主義の国家」と規定し、それが「労働者階級が指導」する「人民民主主義独裁を实行」するとした（第1条⁸⁵⁾。労働者階級の指導と人民民主主義独裁を明記している点は周恩来の草案初稿と同様である。

ただ「共産党の指導」の表現はなくなった。劉少奇は会議初日の講話で、「中国共産党は一政党の資格で人民政治協商会議に参加している」と述べて⁸⁶⁾、共産党の特別な地位に触れなかった。他党派に対する配慮が感じられる。

また共同綱領では「連合政府」の語はすべて削除されており、半年前の国共和平交渉の時まで主張された連合政府の考え方は放棄されたと言えよう。

第二に、周恩来の草案初稿では主権規定がなかったのに対して、共同綱領は第12条の冒頭で、「共和国の国家政権は人民に属する」と明記した⁸⁷⁾。

第三に、第12条で「国家の最高政権機関は全国人民代表大会である」と言い、また第13条で、普通選挙によって全国人民代表大会が召集されるまでは、「中国人民政治協商会議の全体会議が全国人民代表大会の職権を執行」と述べ、人民政治協商会議の全体会議が国家の最高権力機関であることを規定した⁸⁸⁾。

しかし人民政治協商会議の全体会議は、実際には最高権力機関とはならなかった。同じ第13条で、人民政治協商会議は、「中央人民政府組織法」を定め、「中央人民政府委員会」を選挙してから、同委員会に「国家権力行使の職権を付与する」と定めているからである⁸⁹⁾。これは周恩来の草案

初稿にも規定されていた。このために人民政治協商会議の国政における重要性は低いものとなり、以後全体会議が開催されることもなかった。

第四に、人権については、「人民」のみが各種の「自由権」を有する（第5条）のに対して、「一般の反動分子、封建地主、官僚資本家」は「必要な期間」政治的権利を剥奪され、「労働による自己改造」を強制される（第7条）ことを規定した⁹⁰。これは「人民民主主義独裁」の具体的方法であり、国民をその信条や門地で身分分けするものであった。ソ連の36年憲法は、選挙権について、18歳以上の市民が「社会的出身、資産状態および過去の活動の如何を問わず」選挙権を持つ（第135条）と、門地を問わないことを規定している⁹¹。

「改造」は、周恩来の草案初稿では、「犯罪者に対しては教育的改造を主とし、処罰を従とする政策を実行するものとする」（第18条）となっていた⁹²。共同綱領は犯罪者でなくても労働による「改造」を受ける規定を設けた。

周恩来は人民政治協商会議で「改造」に言及した。周は、財産を没収されたあとの資本家に対して、またその土地が農民に分けられたあとの地主に対して、「一層の労働を強制し、新しい人間に改造しなければならない。この改造が終わるまでは、彼らは人民には属さない」と、また「これが人民民主主義独裁である」と述べた⁹³。「改造」は1951年以降、知識人らにも課されることになった。

第五に、周恩来の草案初稿にあった連邦制規定はなくなった。少数民族に対しては「区域自治」を認め、「分裂」を認めないこととなった（第50、51条）⁹⁴。また「普通、平等、直接、無記名」の選挙制度規定もなくなり、人民代表大会の選挙を普通選挙で行うことのみが規定された（第13、14条）⁹⁵。

(7)中央人民政府組織法

人民政治協商会議によって選任された中央人民政府委員会は、共同綱領

と中央人民政府組織法の両方において国家権力行使の職権を認められた。中央人民政府組織法は第7条で、中央人民政府委員会が立法権と法律の解釈権を持つこと、最高人民法院院長の任免権を持つこと、また全国人民代表大会を準備し開催する権限を持つこと（第5条）などを定めていた⁹⁶⁾。

中央人民政府委員会がこのような強大な権限を持つことは共同綱領には具体的には定められておらず、国家の法体制は中央人民政府組織法によって補われていた。共同綱領、中央人民政府組織法および人民政治協商会議組織法は当時「三大憲章」と呼ばれたと言われ、土岐茂は「憲法的文献は、共同綱領単独ではなく三大憲章である」という見方を提示している⁹⁷⁾。

(8)「共産党の指導」と知識人

人民政治協商会議第1届全体会議に参加した知識人たちは人民民主主義独裁や労働者階級、共産党の指導に対する支持を表明した。

人民政治協商会議の開催準備中の1949年7月、民主同盟、中国国民党革命委員会など10党派の代表は、共産党に創立28周年を祝う電報を送り、「中国人民は必ずや永久に貴党の指導のもとに団結する」と述べた⁹⁸⁾。

1949年12月、民主同盟は、1945年以來の綱領の使用を停止し、新しく「中国民主同盟盟章」を定めた。そこには、「本盟は中国人民政治協商会議共同綱領を自身の綱領とする」と、また「本盟は中国共産党の指導を受け入れる」と記された⁹⁹⁾。51年6月、中国国民党革命委員会、中国民主同盟、民主建国会などの諸政党、団体は共産党の建党30周年を祝う共同宣言を発表し、毛沢東と「指導党」である共産党に対して「無条件で心からの擁護を表明する」と述べた¹⁰⁰⁾。

7 第1届全国人民代表大会の召集と54年憲法の制定

(1)スターリンの制憲勧告

共同綱領は臨時の基本法であり、建国後に全国人民代表大会を開いて憲

法を制定する必要があったが、その準備はあまり進まなかった。

その理由について、劉少奇(1898-1969)は1952年10月にモスクワでスターリンに説明を行っている。その説明は、「人民政協(人民政治協商会議の略称—引用者)は全国で非常に信用があり、各民主党派も人民政協を開催したがっているが、全国人民代表大会の開催を積極的に求めておらず、全国の選挙の準備もまだ不十分であるため、我々は来年の春夏頃に人民政協の第2回全体会議を開き、全国人民代表大会をその3年後に開くことを考えている」というものであった¹⁰¹⁾。劉によれば、もう1つの理由は、当時がまだ社会主義への「過渡期」であり、憲法を制定しても大部分は共同綱領と重複するため、信頼されている「共同綱領を国家の根本大法として」がまんして使い、社会主義社会になってから「社会主義の憲法」を制定したいというものであった¹⁰²⁾。

これに対してスターリンは早く憲法を制定することを提案した。スターリンは、「もしあなたたちが憲法を制定せず、選挙を行わないならば、敵は2種類の論法で労農大衆に対してあなたたちに反対するよう宣伝できる。1つは、あなたたちの政府は人民が選挙したものではないというもの、もう1つは、あなたたちの国には憲法がないというものだ。政協は人民の選挙によって生まれたものではないので、人はあなたたちの政権は銃剣によって建てられた、自任しているだけだと言うことができる」と言った。

またスターリンは、憲法に、「資本家、富農を含めてすべての人々が選挙権を持つ」、「企業主と富農の財産権を承認する」などの条文を入れるのがよいと言い、「私はあなたたちが1954年に選挙と憲法をやるのがよいと思う」と提案した。劉少奇は、「私は1954年に選挙を行って憲法を制定することに特別な困難はないと思う」と答えた¹⁰³⁾。

(2)憲法起草委員会の設置と人民代表大会の選挙

スターリンの勧告は中国政府を動かした。1952年12月、中央人民政府は53年中の全国人民代表大会召集を決定した。ただその後53年9月になって

開催延期を決定した。

53年1月13日、中央人民政府のもとに毛沢東を委員長とする憲法起草委員会が成立した。

53年2月11日、中央人民政府は全国人民代表大会と地方各級人民代表大会の選挙法を制定した。その内容は、①満18歳以上の男女が選挙・被選挙権を持ち（第4条）、②地主、「反革命分子」などは選挙・被選挙権を持ってず（第5条）、③郷、鎮等の末端の人民代表大会が直接選挙である以外はすべて間接選挙であり（第3条）、④県以上は無記名投票、末端では一般に挙手で選挙を実施し（第55条）、⑤候補者は政党や公的団体から推薦され（第46条）、有権者は公表された名簿に載った候補者以外の有権者に投票することも認められる（第51条）というものであった¹⁰⁴。また全国人民代表大会代表（議員）1人あたりの人口は、省で80万人、直轄市、大都市で10万人であった（第20条）¹⁰⁵。「省」は農村部を主対象とした区分であり、農村部の代表の数が都市部よりも低く抑えられることになった。

こうした選挙の方法について、劉少奇は第1届全国人民代表大会において、「現在の各種の具体的条件のために、わが国は選挙において法律に基づいて一定期間封建地主と官僚資本家の選挙権と被選挙権を剥奪しなければならず、都市と農村での代表選挙の定員に関して異なる人口比率を規定し、多層選挙制を実行しなければならない。さらに基層の選挙においては多くが挙手表決の方法を採用している」と説明している¹⁰⁶。

53年後半から全国で人口調査が行われ、選挙が始まった。53年6月時点の人口は6.02億人、うち有権者は3.24億人であった。54年6月までに末端の選挙で2.78億人が投票したという¹⁰⁷。

54年6-7月に省轄市、県、直轄市の区の各レベルの人民代表大会が開催され、7-8月に各省、各直轄市、内蒙古自治区などの人民代表大会が開催されて、全国人民代表大会の代表を選出した¹⁰⁸。

(3) 共産党による「憲法草案初稿」の起草

1953年1月に憲法起草委員会が設置された後、同年5月に共産党の中央弁公庁が「中華人民共和国憲法草案初稿」(第1部分)という未完成の草案を作成したと言われる¹⁰⁹⁾が、その後は憲法草案の起草が進まなかった。その1つの理由は、当時毛沢東らが社会主義化を進めるための「過渡期の総路線」を構想しており、その制定作業が53年12月頃までかかったことであると言われる¹¹⁰⁾。

1953年11-12月、起草委員会委員陳伯達(1904-1989)が毛沢東から指示されて憲法の第1次稿を作成した。毛はまた共産党中央委員会内に「憲法起草小組」を設置した。陳伯達の第1次稿は骨格や内容が「憲法起草小組」の考えと異なるということで採用されず、同小組が新たに起草することになった¹¹¹⁾。「憲法起草小組」は54年1月9日に起草作業を開始し、3月9日に草案初稿を完成させた。ここでは毛沢東が熱心に起草作業に参加したという¹¹²⁾。その後中央政治局でさらに修正を行い、3月23日、共産党中央委員会は起草した「憲法草案初稿」97条を政府の憲法起草委員会に提出した¹¹³⁾。

3月23日の憲法起草委員会第1次会議において、委員長毛沢東は、「この憲法は『共同綱領』を基礎とし、総路線を加えた過渡期の憲法であり、15年くらい使えるであろう。我々の憲法は過渡期の憲法であり、わが国の各種のやり方の大部分は過渡的な性質のものだ」と新憲法が臨時的な憲法であることを強調した。毛はその過渡的な内容について、まず、「人民の権利、たとえば労働権、教育を受ける権利などは少しずつ保障するものであり、一挙に保障することはできない」ということを挙げた。続いて、「我々の選挙も過渡的な性質の選挙だ。普遍的といえは普遍的だが、制限もある。地主には選挙権がなく、これも完全に普遍的とはなっていない。我々は基層選挙だけが直接で、それ以外は間接だ。要するに我々のやり方がそれほど徹底していないのは、過渡期だからだ」と述べた¹¹⁴⁾。地主の選挙権を取り上げたのは、スターリンの勧告通りの選挙規定ができなかったことを

説明したものであろう。

(4) 「憲法草案初稿」の特徴

草案初稿は、「序言」のあとに4つの章が「総綱」「国家組織系統」「公民の基本的権利および義務」「国旗、国章、首都」と並ぶ構成になっている。共同綱領にあった「軍事制度」「経済政策」「文化・教育政策」「外交政策」の4章はなくなり、その一部の条項は他の章に振り分けられた。

草案初稿は、共同綱領を下敷きにしつつ、政治面でおおよそ次の特徴を持っていた。

第一に、共同綱領と異なり、「共産党の指導」が表現された。まず「序言」の2カ所において、「中国人民は…中国共産党の指導のもとで…人民革命の偉大な勝利を獲得し、…」と、「わが国の人民は、…中国共産党を指導部（原文：領袖）とする各民主階級、各民主党派、各人民団体の広範な人民民主統一戦線を結成している」と書かれた¹¹⁵⁾。また第1条で、「中華人民共和国は労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とする人民民主主義国家である」と、労働者階級の指導すなわち共産党の指導が規定された¹¹⁶⁾。

ソ連の36年憲法は、「市民の基本的権利および義務」の章で、「もっとも積極的でかつ意識的な市民は、…勤労者の前衛であり、かつ勤労者のすべての社会的並びに国家的組織の指導的中核をなすソ同盟共産党に団結する」（第126条）と、共産党の指導を控えめに記述している¹¹⁷⁾。これと比較すると、草案初稿は明確に共産党の指導を記述していると言えよう。

第二に、全国人民代表大会が実際に設置されたことで、全国人民代表大会は「共和国の立法権を行使する唯一の機関」と定められ（第22条）¹¹⁸⁾、立法権が中央人民政府から全国人民代表大会に移った。

第三に、選挙権に関しては、ソ連の36年憲法に倣って、公民は「職業、社会出身…」の別なく選挙権、被選挙権を認められるようになった（第79条）¹¹⁹⁾。ただ実際には前述のように地主の選挙権は認められなかった。

第四に、人権については、共同綱領にあった「一般の反動分子、封建地

主、官僚資本家」の3種の人々の政治的権利を剥奪し、「改造」を強制する規定は、「封建地主と官僚資本家」の2種の人々を対象とする規定として草案初稿で維持された（第19条¹²⁰⁾。こうした政治的権利の剥奪や改造の規定はソ連の36年憲法にはなかった。

一方、共同綱領の「人民は」の語は「公民は」に改められた。これは「公民」のほうが範囲が広いので、人権保障の面ではよくなったと言われる¹²¹⁾。

第五に、農民の「土地所有権とその他の財産の所有権」を認め（第8条）、民族資本家の「生産手段所有権とその他の所有権」を認めた（第10条¹²²⁾。これは社会主義国であるソ連の36年憲法にはなく、スターリンの勧告に従ったもののように見える。

第六に、社会主義へ進むことを明示した。「国家の社会主義工業化と国民経済の社会主義改造を通じて、一步一步人が人を搾取する制度を廃絶し、社会主義社会を打ちたてることを保証する」（第4条）と規定した¹²³⁾。

(5) 政府「憲法草案」の作成

起草委員会は、1954年3-6月に「草案初稿」を民主諸党派など各界の人々の討論に委ねた。

ここでは、「ソ連は民族自決権を規定しているのに、なぜわが国の第3条はそのように規定しないのか?」、「多くの新民主主義国の憲法では労働者階級の指導や労農同盟を掲げていないのに、わが国の憲法はなぜこの2つを掲げなければならないのか?」という質問が出された。また法院に関する条文に「法律に基づいて、拷問を禁止し、人権を保障する」という言葉を書き加えよという意見、草案初稿にある「各級人民法院は独立して職権を行使し、法律のみに従う」（第71条）を「各級人民法院の裁判官は独立して職権を行使し、法律のみに従う」と改めるのがよいという修正意見などが出された¹²⁴⁾。

起草委員会は各界からの意見に基づいていくつかの修正を行った上で、6月11日に「憲法草案」を制定した。これを受け取った中央人民政府委員

会は、6月14日、これを政府の「憲法草案」として採択した。この「憲法草案」は、草案初稿より条項の数が9条増えて106条となった。しかし内容面ではあまり変わっていない。

変更点の1つは、公民の権利に関して、草案初稿にない「居住と移転の自由」を認めたことである（第90条）¹²⁵⁾。

6月16日、政府は憲法草案を公布し、国民各界からの意見聴取を行った。この「全民討論」と呼ばれる制憲手続きは36年憲法を制定したソ連に倣ったものであった。9月までのおよそ3カ月間に52万件あまりの意見が出されたと言われる¹²⁶⁾。この意見聴取を経て、9月14日、中央人民政府は憲法草案を最終決定した¹²⁷⁾。

(6) 第1届全国人民代表大会の開催と54年憲法の制定

1954年9月15-28日に第1届全国人民代表大会第1次会議が開かれた。同会議は、①「中華人民共和国憲法」（54年憲法）を制定し、②「全国人民代表大会組織法」などの重要法律を制定し、③国家主席に毛沢東、同副主席に朱徳（1886-1976）、全人代常務委員長に劉少奇を選出し、④79人の常務委員会委員を選出した。常務委員会委員の党籍配分は共産党員が40人、共産党以外が39人であった。国家主席毛沢東は國務院総理に周恩来を指名し、同会議はこれを承認した。

制定された54年憲法は、政府の「憲法草案」と同じ106条で、内容に大きな相違はなかった。

全国人民代表大会の成立によりその職権代行の任務を終えた人民政治協商会議は、同年12月に全国委員会を開き、「中国人民政治協商会議章程」25条を制定して、「人民民主主義統一戦線の組織」すなわち共産党と民主諸党派との協議機関になった¹²⁸⁾。

おわりに

中国の著名な法学者張晋藩は、「憲政は民主と法治を価値の基礎とする。そして民主と法治の目的はどちらも人権とそれを保障する体系を確認することにある」と、またこの「法治」は「法律で権力を制約し、権利を保護する」ことであると述べている¹²⁹⁾。

憲政の最高目的が人権の保障であるならば、そしてそれを支えるのが民主と法治であるならば、現代中国の憲政に人権保障が不足しているのは、民主と法治が不十分であるからということになるのか。

54年憲法について言えば、共産党の指導すなわち一党支配は民主に反していた。「党の指導」の絶対性は、国民の公権力に対する制約をほとんど不可能にした。また法の下に平等であるべき国民の間に「指導」する党員と「指導」される非党員の身分的区別を設けることになった。人民民主主義独裁は、人民と、人民ではないとされた人々の間に身分的差異を設けるものであり、しばしば恣意的に抑圧を行って人権の保障を損なった。

ただこれらの規定は中国共産党の支配を正当化し、その統治を安定させる上で、また社会主義へ進む上で非常に有効であった。共産党は以後、憲法の他の部分を軽視することはあったが、この体制を活用し、また守ることになった。

注

- 1) ①Randle Edwards, Louis Henkin, Andrew J. Nathan (1986), *Human Rights in Contemporary China*, Columbia University Press. (邦訳: ランドル・エドワーズ, ルイス・ヘンキン, アンドリュー・J・ネイサン著/斎藤恵彦・興柁一郎訳 (1990)『中国の人権—その歴史と思想と現実と』有信堂, ②鈴木敬夫編訳 (1997)『中国の人権論と相対主義』, 成文堂, ③土屋英雄編著 (1998)『中国の人権と法—歴史, 現在そして展望』明石書店, ④石塚迅 (2004)『中

- 国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度』明石書店、⑤土屋英雄（2012）『中国「人権」考：歴史と当代』、日本評論社、など。
- 2) ①徐祥民等著（2002）『中国憲政史』青島海洋大学出版社、②張学仁・陳寧生主編（2002）『二十世紀之中国憲政』武漢大学出版社、③許崇徳（2003）『中華人民共和国憲法史』福建人民出版社、④陸徳生主編（2004）『中国憲政史綱』中国長安出版社、⑤張晋藩（2004）『中国憲法史』吉林人民出版社（修訂本2016年）、⑥王培英編（2012）『中国百年憲政歷程』鳳凰出版社、など。
 - 3) ①韓大元編著（2004）『1954年憲法与新中国憲政』、湖南人民出版社、②韓大元（2014）『1954年憲法制定過程』法律出版社（①を大幅に改訂したもの）、③秦立海（2008）『民主聯合政府与政治協商會議—1944-1949年の中国政治』人民出版社、④杜崎群傑（2015）『中国共产党による「人民代表會議」制度の創成と政治過程—権力と政党制をめぐって』御茶の水書房、⑤深町英夫編（2015）『中国議會100年史』東京大学出版会、など。
 - 4) ソビエト革命時期、日中戦争時期における共産党の憲政論の概略について、拙稿（2010）「共産党根拠地の憲政事業」、中央大学人文科学研究所編『中華民国の模索と苦境1928～1949』、中央大学出版部、で論じたことがある。
 - 5) 「中国革命与中国共産党」（1939年12月15日）、『毛沢東集』（7）、129頁。
 - 6) 同上、129頁。
 - 7) 同上、130頁。
 - 8) 大浦敏弘（1956）、210頁。
 - 9) 「新民主主義論」（1940年1月19日）、『毛沢東集』（7）、163頁。原載：『中国文化』創刊号。
 - 10) 同上、163頁。
 - 11) 同上、176-177頁。
 - 12) 「新民主主義的憲政」（1940年2月20日）、『毛沢東集』（7）、238-239頁。
 - 13) 「關於打退第二次反共高潮的総括」（1941年5月8日）、『毛沢東選集』（2）、743頁。
 - 14) 同上、743頁。
 - 15) 「林祖涵在国民参政会三届三次大会上關於国共談判的報告」（1944年9月15日）、四川大学馬列教研室編（1984）、196頁。
 - 16) 「論聯合政府」（1945年4月24日）、『毛沢東集』（9）、231、236頁。
 - 17) 同上、226頁。
 - 18) 「対『論聯合政府』的説明」（1945年3月31日）、『毛沢東文集』（3）、277頁。
 - 19) 「中共代表团提出和平建国綱領草案」（1946年1月16日）、卓兆恒ほか編（1981）、186-187頁。
 - 20) 同上、187-188頁。
 - 21) 「政治協商會議決議案」（1946年1月31日）、卓兆恒ほか編（1981）、272頁。
 - 22) 梁漱溟「中国到憲政之路」（1944年6-7月）、『梁漱溟全集』（6）、479-480頁。原載：『民憲』（重慶版）1卷3-5期。
 - 23) 吳恩裕「自由乎？平等乎？」（1947年10月26日）、『觀察』第3卷第12期、1947

- 年11月15日，7頁。
- 24) 梁漱溟「革命党与政党的異同」(講演)(1946年11月25日),『梁漱溟全集』(6), 679頁。原載:重慶『大公報』1946年11月26日。
 - 25) 施復亮「何謂中間派」(1946年7月14日),彭明主編(1989),296,298頁。原載:上海『文滙報』1946年7月14日。
 - 26) 儲安平「中国的政局」,『觀察』第2卷第2期,1947年3月8日,6頁。
 - 27) 梁漱溟「敬告中国共产党」(1949年2月),『梁漱溟全集』(6),803-804頁。原載:重慶『大公報』1949年2月13日。
 - 28) 胡適「自由主義是什麼?」(1948年8月1日),季羨林主編(2003),726-727頁。原載:『周論』2卷4期,1948年8月6日。
 - 29) 胡適「自由主義」(1948年9月4日),季羨林主編(2003),739-740頁。原載:『世界日報』1948年9月5日。
 - 30) 「關於目前應採取的政治主張及行動的決議案」(1947年1月10日),『民主同盟83』,292頁。
 - 31) 「中国民主同盟对時局宣言」(1947年4月25日),『民主同盟83』,320-321頁。
 - 32) 「中国民主同盟代表向国民參政会提出停止內戰恢復和平案」(1947年5月23日),『民主同盟83』,334頁。
 - 33) 「中共中央為紀念“七七”抗戰發布对時局口号」,『中共中央文件選集』(16),1992年,471頁。原載:『人民日報』1947年7月7日。
 - 34) 秦立海(2008),307頁。
 - 35) 「在小河中共中央擴大會議上的講話」(1947年7月21日),『毛澤東文集』(4),267頁。
 - 36) 「中國人民解放軍宣言」(1947年10月10日),『毛澤東選集』(4),1133頁。
 - 37) 同上,1133頁。
 - 38) 「中国民主同盟被迫發表解散公告」(1947年11月6日),『民主同盟83』,355-356頁。
 - 39) 「在小河中共中央擴大會議上的講話」,『毛澤東文集』(4),314頁。
 - 40) 秦立海(2008),308-309頁。
 - 41) 「目前形勢和我們的任務」(1947年12月25日),『毛澤東集』(10),112頁。
 - 42) 「在楊家溝中共中央擴大會議上的講話」(1947年12月25日),『毛澤東文集』(4),332-333頁。
 - 43) 「在目前党的政策中的幾個重要問題」(1948年1月18日),『毛澤東選集』(4),1167頁。
 - 44) 秦立海(2008),314頁。
 - 45) 「民主同盟三中全会宣言的四項主張」,『中共中央文件選集』(17),88頁。
 - 46) 「中国民主同盟一屆三中全会宣言」(1948年1月19日),『民主同盟83』,377頁。
 - 47) 「对可以爭取的中間派應採取積極爭取与合作態度」(1948年1月14日),『毛澤東文集』(5),15頁。
 - 48) 「關於情況的通報」(1948年3月20日),『毛澤東選集』(4),1193頁。

- 49) 同上, 1193-1194頁。
- 50) 「在晋綏幹部會議上的講話」(1948年4月1日), 『毛沢東選集』(4), 1208頁。
- 51) 「中共中央發布紀念“五一”節口號」, 『中共中央文件選集』(17), 146頁。
- 52) 「給李濟深, 沈鈞儒的信」(1948年5月1日), 『毛沢東文集』(5), 90頁。
- 53) 劉少奇「代表中共中央給聯共(布)中央斯大林的報告」(1949年7月4日), 『建国以來劉少奇文稿』(1), 8頁。
- 54) 「各民主党派贊同召開新政協致毛沢東電」(1948年5月5日), 『中共中央文件選集』(17), 274-275頁。
- 55) 張希坡(2009), 570頁。
- 56) 「在中共中央政治局會議上的報告和結論」(1948年9月8日), 『毛沢東文集』(5), 135頁。
- 57) 「中共中央關於九月會議的通知」(1948年10月10日), 『毛沢東選集』(4), 1241頁。
- 58) 「論人民民主專政」(1949年6月30日), 『毛沢東文集』(10), 299-300頁。
- 59) 同上, 304頁。
- 60) 「民衆の大聯合(一)」(1919年7月21日), 『毛沢東早期文稿』, 339頁。
- 61) レーニン著/宇高基輔訳(1957), 116, 126頁。
- 62) 「駁『輿論一律』」(1955年5月24日), 『毛沢東選集』(5), 158頁。
- 63) 「在晋綏幹部會議上的講話」(1948年4月1日), 『毛沢東選集』(4), 1204頁。
- 64) 「中央關於新解放城市中組織各界代表會的指示」(1948年11月30日), 『中共中央文件選集』(17), 530-532頁。
- 65) 『周恩來年譜』, 815頁。
- 66) 「關於召開新的政治協商會議諸問題的協議」(1948年11月25日), 楊建新ほか編著(1984), 214頁。
- 67) 「將革命進行到底」, 『毛沢東選集』(4), 1270頁。
- 68) 「我們對於時局的意見」(1949年1月22日), 『中共中央文件選集』(18), 73-77頁。
- 69) 「在中國共產黨第七屆中央委員會二次全體會議上的報告」, 『毛沢東選集』(4), 1325頁。
- 70) 毛沢東「向全國進軍的命令」(1949年4月21日)の注(1), 『毛沢東選集』(4), 1341-1342頁。
- 71) 前掲劉少奇「代表中共中央給聯共(布)中央斯大林的報告」, 4頁。
- 72) 「在新政協籌備會第三小組成立會上的講話和對會議記錄稿的批語」(1949年6月18日, 21日), 『建国以來周恩來文稿』(1), 9-10, 12頁。
- 73) 同上, (注3, 注5) 11-13頁。
- 74) 「『新民主主義的共同綱領』草案初稿」(1949年8月22日), 『建国以來周恩來文稿』(1)(以下「共同綱領草案初稿」と略す), 296頁。
- 75) 「共同綱領草案初稿」, 291, 296頁。
- 76) 同上, 296頁。
- 77) 大浦敏弘訳(1956), 227, 228頁。
- 78) 「共同綱領草案初稿」, 296, 304頁。

- 79) 「論聯合政府」, 『毛沢東集』(9), 256頁。
- 80) 「共同綱領草案初稿」, 305頁。
- 81) ソ連の36年憲法第134条は、ソ連最高会議を含めて「代議員の選挙は、普通、平等、直接の選挙権に基づいて、選挙人によって、秘密投票により行われる」と規定している。大浦敏弘訳(1956), 229頁。
- 82) 「共同綱領草案初稿」, 305頁。
- 83) 土岐茂(1984), 35頁。杜崎群傑(2015), 262-265頁。
- 84) 毛沢東「在『中国人民政治協商會議共同綱』起草過程中的批語」(1949年9月)の注1, 『建国以来毛沢東文稿』(1), 2頁。
- 85) 「中国人民政治協商會議共同綱領」(1949年9月29日), 王培英編(2007)(以下「共同綱領」と略す), 265頁。
- 86) 「加強全国人民的革命大團結」(1949年9月21日), 『建国以来劉少奇文稿』(1), 70頁。
- 87) 「共同綱領」, 267頁。
- 88) 同上, 267頁。
- 89) 同上, 267頁。
- 90) 同上, 266頁。
- 91) 大浦敏弘訳(1956), 229頁。
- 92) 「共同綱領草案初稿」, 306頁。
- 93) 「人民政協共同綱領草案的特点」(1949年9月22日), 『建国以来周恩来文稿』(1), 392頁。
- 94) 同上, 272-273頁。
- 95) 同上, 267-268頁。
- 96) 「中華人民共和国中央人民政府組織法」(1949年9月29日), 『人民代表大会文献資料彙編』, 205頁。
- 97) 土岐茂(1984), 48頁。
- 98) 「各民主党派致電祝賀中国共産党誕生二十八周年」(1949年7月1日), 楊建新ほか編著(1984), 285-286頁。
- 99) 「中国民主同盟盟章」(1949年12月20日), 『民主同盟91』(上), 60頁。
- 100) 「中国民主同盟与各民主党派及無党派人士為慶祝中国共産党成立三十周年聯合發表宣言」(1951年6月30日), 『民主同盟91』(上), 215頁。
- 101) 劉少奇「關於中国向社会主义過渡和召開全国人民代表大会問題」(1952年10月20日), 『建国以来劉少奇文稿』(4), 529-530頁。
- 102) 同上, 530頁。
- 103) 同上, 536-537頁。
- 104) 「中華人民共和国全国人民代表大会及地方各級人民代表大会選挙法」(1953年2月11日), 『人民代表大会文献資料彙編』, 127-130頁。
- 105) 同上, 128頁。
- 106) 「關於中華人民共和国憲法草案的報告」(1954年9月15日), 『劉少奇選集』(下),

156頁。

- 107) 『人民代表大会大事記』, 24-25, 29頁。
- 108) 同上, 29頁。
- 109) 韓大元 (2014), 85-86頁。
- 110) 同上, 82頁。
- 111) 同上, 89-90頁。
- 112) 同上, 91頁。
- 113) 同上, 107-108頁。
- 114) 『毛沢東年譜 (1949-1976)』 (2), 228頁。
- 115) 「中国共産党中央委員会1954年憲法草案 (初稿)」 (1954年3月23日), 韓大元 (2014) (以下「草案初稿」と略す), 491-492頁。
- 116) 「草案初稿」, 492頁。
- 117) 大浦敏弘訳 (1956), 228頁。
- 118) 「草案初稿」, 495頁。
- 119) 同上, 503頁。
- 120) 同上, 495頁。
- 121) 徐祥民等著 (2002), 294頁。
- 122) 「草案初稿」, 493-494頁。
- 123) 同上, 493頁。
- 124) 韓大元 (2014), 169, 172, 180, 196頁。
- 125) 「中華人民共和国1954年憲法草案」 (1954年6月14日), 韓大元 (2014), 518頁。
- 126) 韓大元 (2014), 341頁。
- 127) 韓大元 (2014), 376頁。
- 128) 「中国人民政治協商會議章程」 (1954年12月25日), 『法規彙編』 (1954.9-1955.6), 546頁。
- 129) 張晋藩 (2016), 406頁。

〈参考文献〉

【共産党指導者の著作】

- 中共中央毛沢東選集出版委員会編 (1969) 『毛沢東選集』第2, 4巻, 人民出版社…注で『毛沢東選集』(2)のように略す。
- 中共中央毛沢東主席著作編輯出版委員会編 (1977) 『毛沢東選集』第5巻, 人民出版社…注で『毛沢東選集』(5)と略す。
- 竹内実監修 (1971) 『毛沢東集』第7, 9, 10巻, 北望社…注で『毛沢東集』(7)のように略す。
- 中共中央文献研究室編 (1987) 『建国以来毛沢東文稿』第1冊, 中央文献出版社…注で『建国以来毛沢東文稿』(1)と略す。
- 中共中央文献研究室・中共湖南省委『毛沢東早期文稿』編輯組編 (1995) 『毛沢東

- 早期文稿』、湖南出版社（第2版）…注で『毛沢東早期文稿』と略す。
- 中共中央文献研究室編（1996）『毛沢東文集』第3、4、5巻、人民出版社…注で『毛沢東文集』(3)のように略す。
- 中共中央文献研究室・中央檔案館編（2005）『建国以来劉少奇文稿』第1、4冊、中央文献出版社…注で『建国以来劉少奇文稿』(1)のように略す。
- 中共中央文献編輯委員會編（1985）『劉少奇選集』（下）、人民出版社…注で『劉少奇選集』（下）と略す。
- 中共中央文献研究室・中央檔案館編（2008）『建国以来周恩来文稿』第1冊、中央文献出版社…注で『建国以来周恩来文稿』(1)と略す。

【その他の個人著作・史料集・雑誌】

- 大浦敏弘訳（1956）「ソヴェト社会主義共和国同盟憲法（基本法）」、大石義雄編『世界各国の憲法典』、有信堂。
- レーニン著／宇高基輔訳（1957）『国家と革命』、岩波書店。
- 國務院法制局・中華人民共和国法規彙編編輯委員會編（1956）『中華人民共和国法規彙編』（1954年9月-1955年6月）、法律出版社…注で『法規彙編』（1954.9-1955.6）と略す。
- 季羨林主編（2003）『胡適全集』第22巻、安徽教育出版社。
- 中国文化書院學術委員會編（1993）『梁漱溟全集』第6巻、山東人民出版社…注で『梁漱溟全集』（6）と略す。
- 彭明主編（1989）『中国現代史資料選輯』第6冊、中国人民大学出版社。
- 全国人大常委會弁公庁研究室編（1991）『中華人民共和國人民代表大會文献資料彙編1949-1990』、中国民主法制出版社…注で『人民代表大會文献資料彙編』と略す。
- 四川大学馬列教研室編（1984）『国民参政会資料』四川人民出版社。
- 王培英編（2007）『中国憲法文献通編（修訂版）』中国民主法制出版社。
- 楊建新ほか編著（1984）『五星紅旗從這裏升起—中国政治協商會議誕生紀事資料選編』文史資料出版社。
- 中国民主同盟中央文史資料委員會編（1983）『中国民主同盟歴史文献』文史資料出版社…注で『民主同盟83』と略す。
- 中国民主同盟中央文史委員會編（1991）『中国民主同盟歴史文献』（上）、文物出版社…注で『民主同盟91』（上）と略す。
- 中央檔案館編（1992）『中共中央文件選集』第16、17、18冊、中共中央党校出版社…注で『中共中央文件選集』(16)のように略す。
- 卓兆恒ほか編（1981）『政治協商會議資料』、四川人民出版社…注で『政治協商會議資料』と略す。
- 『觀察』第2巻第2期（1947年3月）、第3巻第12期（1947年11月）、觀察週刊社。

【大事記・年譜】

- 全国人民代表大会常務委員會弁公庁編（2014）『全国人民代表大会及其常務委員會

大事記（1954-2014）』中国民主法制出版社…注で『人民代表大会大事記』と略す。
中共中央文献研究室編（2013）『毛沢東年譜（1949-1976）』第2巻，中央文献出版社…注で『毛沢東年譜』（2）と略す。
中共中央文献研究室編（1998）『周恩来年譜1898-1949（修訂本）』中央文献出版社…注で『周恩来年譜』と略す。

【研究文献】

土岐茂（1984）「共同綱領の憲法的性格—中国憲法史の側面からの考察」『早稲田法学会誌』34号。
杜崎群傑（2015）『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程—権力と政党制をめぐる—』御茶の水書房。
韓大元（2014）『1954年憲法制定過程』法律出版社。
秦立海（2008）『民主聯合政府与政治協商會議—1944-1949年の中国政治』人民出版社。
徐祥民等著（2002）『中国憲政史』青島海洋大学出版社。
張晋藩（2016）『中国憲法史（修訂本）』中国法制出版社。
張希坡（2009）『人民代表大会制度創建史』中共党史出版社。